第百十三条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百十四条　著作権及び関連する権利

1　両締約国が締結している国際協定に定める義務に影響を及ぼすことなく、各締約国は、自国の法令に従って、著作物の著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関に対し、それぞれ著作物、実演、レコード及び放送に関する十分かつ効果的な保護を与え、及び確保する。

2　各締約国は、実演家に対し、1に規定する保護に加えて、視覚的実演に関して、実演・レコード条約第五条及び第六条の規定に基づく保護を与え、及び確保する。

3　各締約国は、自国における放送機関が、少なくとも、放送を固定すること、放送の固定物を複製すること並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において放送の利用が可能となるような状態に当該放送を有線又は無線の方法により置くことを許諾する排他的権利を有することを確保する。

4　各締約国は、自国の国内法令において、実演家の視覚的実演についての保護及び放送機関の保護に関し、実演・レコード条約第十六条に規定するものと同一の種類の制限又は例外を、当該制限又は例外がローマ条約と両立する限度において規定することができる。

5　各締約国は、著作者がその財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、著作物の著作者であることを主張する権利及び当該著作物の変更、切除その他の改変又は当該著作物を害するようなその他の行為であって、当該著作者の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有することを確保する。

6　5の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する。当該権利は、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。

7　5及び6の規定に基づいて認められる権利は、現に行っている聴覚的若しくは視覚的実演又はレコード若しくは視聴覚的固定物に固定された実演に関し、必要な変更を加えて実演家に認められる。

8　各締約国は、著作物に認められる一般的な保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも五十年であることを確保する。

9　各締約国は、関連する権利についての、及び自然人の生存期間に基づきその保護期間を計算しない著作権についての保護期間が次の時期から少なくとも五十年であることを確保する。

(a)　著作物については、権利者の許諾を得た公表が行われた時（著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、その製作の時）

(b)　レコードについては、権利者の許諾を得た発行が行われた時（レコードへの固定が行われてから五十年以内に権利者の許諾を得た発行が行われなかった場合には、その固定の時）

(c)　実演については、実演が行われた時

(d)　放送については、放送が行われた時

10　各締約国は、特定の種類の著作物について、保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも七十年であること、権利者の許諾を得た公表が行われた時から少なくとも七十年であること又は著作物の製作から七十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合にはその製作の時から少なくとも七十年であることを定める。

11　締約国は、ベルヌ条約第七条及び第七条の二に規定する免除を適用することができる場合には、この条に基づく義務を免除される。

12　一方の締約国は、他方の締約国における著作権者に対し、自国の関係法令に基づき当該著作権者の著作権が登録されているか否かにかかわりなく、当該著作権の享有及び行使に関する差別的でない待遇を確保する。

第百十五条　商標

1　ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2　各締約国は、広く認識されている標章をパリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従って保護する。

3　両締約国は、周知商標の保護規則に関する共同勧告（周知商標の保護を促進するために千九百九十九年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び世界知的所有権機関（以下この章において「ＷＩＰＯ」という。）の一般総会において採択されたもの）並びにインターネット上の商標及び標識に係るその他の工業所有権の保護規則に関する共同勧告（インターネット上の標識の保護を促進するために二千一年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択されたもの）の重要性を再確認する。

4　登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の標識を商業上使用する結果として、混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。この4の規定の適用上、これらの標識の「使用」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入及び輸出することを含む。

5　4の規定は、少量の商品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、登録されている商標により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。同一の商品又はサービスについて同一の標識が使用される場合には、混同を生じさせるおそれがあると推定される。4に規定する排他的権利は、既に与えられた他のいかなる権利も害するものであってはならず、また、両締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

第百十六条　意匠

1　各締約国は、意匠（物品の部分についての意匠を含む。）に十分かつ効果的な保護を与えることを確保する。

2　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを防止する権利を有することを確保する。

3　2の規定は、少量の物品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、保護されている意匠により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。

4　各締約国は、保護期間が二十年以上であることを確保する。

第百十七条　特許

1　2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野（バイオテクノロジーの分野を含む。）の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

2　各締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、自国内における商業的な実施を防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。